

令和3年4月号より消費税の計算方法や各制度について順次解説を行うつもりでしたが、緊急事態宣言発令による支援金の紹介のため前月号では別の内容を取り扱いました。今月号からは改めて消費税の解説を行います。

消費税の計算は複雑ですが、事業をされている方には非常に重要な税目なので、是非参考にして下さい。

## 消費税



## 消費税のしくみ

消費税は消費者が直接国に税金を納めるのではなく、商品代金と共に事業者に消費税を支払い、消費税を受け取った事業者が国に税金を納める間接税となります。

例えば消費者が、お店（小売業者）で税抜き10万円の商品を購入する際に1万円の消費税を支払ったとします。

1万円の消費税を受け取った小売業者が他に消費税を支払う取引がない場合は、小売業者はその受け取った消費税1万円を国に納付します。

小売業者が卸売業者から税抜き7万円で商品を仕入れている場合は、卸売業者に消費税7千円を支払っています。この場合、小売業者が国に納付する消費税の額は、消費者から受け取った1万円ではなく卸売業者に支払った7千円を差し引いた3千円となります。

また、小売業者から消費税7千円を受け取った卸売業者も同じように、受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて消費税を納付します。例えば製造業者から税抜き5万円で商品を仕入れていれば5千円の消費税を払っているため、卸売業者が納める消費税の額は2千円となります。

さらに、5千円の消費税を受け取った製造業者は他に消費税を支払う取引をしていなければ、この受け取った消費税5千円を国に納付します。



このようにして、最初に消費者が支払った1万円の消費税は小売業者が3千円、卸売業者が2千円、製造業者が5千円納めることにより最終的に国に1万円全額が納付されることとなります。

上記の例は簡単な例ですが、実際は多くの取引が行われているので消費税の計算はもっと複雑です。各事業者は売り上げた際に預かった消費税と経費を支払う際に支払った消費税との差額を計算して、通常は年に一度「消費税の確定申告書」を提出して消費税の納税を行います。



## 消費税の用語の説明

消費税の解説の中で重要な用語について解説をします。  
次号以降でも出てくる用語なので、なんとなくでもご記憶いただければと思います。

### 基準期間

基準期間とは、法人では原則として前々事業年度をいいます。  
例えば、令和3年6月1日～令和4年5月31日までの事業年度の基準期間は、前々事業年度の令和1年6月1日から令和2年5月31日までの期間になります。  
ただし、事業年度が1年でない法人や決算期を変更したこと等により、前々事業年度が1年に満たないような場合には、特別な計算を行います。  
個人の場合の基準期間は前々年をいいます。

### 課税売上げ

課税売上げとは、消費税がかかっている収入をいいます。通常は売上高を指しますが、例えば土地の売り上げや住宅の家賃収入は消費税は非課税とされているので、その売上高は課税売上高には含まれません。売上高ではなくても事業で使っている車を売却して得た収入も消費税がかかっているので、販売代金は課税売上高となります。また、輸出販売をする場合は消費税が免除されますが、輸出売上高は課税売上高に含まれます。  
返品、値引き等があった場合はその金額を差し引いた金額となります。

### 課税仕入れ

課税仕入れとは、消費税がかかっている支払をいいます。支払の中には商品などの仕入代金だけではなく、電気代や家賃などの経費の支払い、事業用の車や機械などの購入代金も含まれます。消費税法では商品の仕入れも経費の支払いも固定資産の購入も購入時に全て同じ課税仕入れとして捉えます。  
土地の購入代金や給与、賃金などは消費税がかかっていないため、課税仕入れには含まれません。



## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : info@hamadakaikai.jp  
URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

